

年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者収入の 7 割を占め、6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の 17% 前後、家計の最終消費支出の 20% 前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された日本再興戦略などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めているが、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済の再生のために積立てられているものではない。また、GPIF には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ない。まして、リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損しても、厚生労働大臣や GPIF が責任をとるわけではなく、結局は、被保険者・受給者が被害を受けることになる。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 年金積立金は、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること
- 2 国内債券中心の運用から株式等のリスク性資産割合を高める方向での運用方法の変更により、国民の年金制度に対する信頼を損ない、さらに国民の財産である年金積立金を毀損する可能性があるため、これを行わないこと
- 3 GPIF において、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 29 日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄